

(案)

船橋市建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による許可に係る建築審査会の同意を求められた場合に、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第4項に掲げる基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと判断できるものに、あらかじめ包括的に同意をする基準を定めることにより、許可手続きの迅速化を図るものである。

第2 包括同意基準

法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準（以下「包括同意基準」という。）は、規則第10条の3第4項第2号に該当する場合で、次の基準すべてに適合している建築物に適用する。

なお、包括同意基準に明記された事項を除き、「空地」を法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）と同様にみなし、法、建築基準法施行令、規則、千葉県建築基準法施行条例及び船橋市建築基準法施行細則を適用する。

- (1) 建築物の敷地が潮見町、高瀬町、浜町三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、湊町三丁目又は若松三丁目の区域内、かつ、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内であること。
- (2) 農道その他これらに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。以下「農道等」という。）は、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関（以下「公共団体等」という。）が管理するものであること。
- (3) 排水及び通行について、管理者と協議が整っていること。
- (4) 農道等は、現に通行の用に供されており、将来にわたり道路と同等の機能が確保されていること。
- (5) 建築物の敷地は、農道等に2m以上接し、かつ避難及び通行上支障がないこと。

第3 建築審査会の同意

法第43条第2項第2号の規定による許可にあたり、許可に係る建築物の計画が包括同意基準に適合する場合は、あらかじめ建築審査会の同意があったものとみなす。

第4 建築審査会への報告

特定行政庁は、包括同意基準に適合するものとして許可したときは、許可後速やかに建築審査会に、許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。